

第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

第1章 CHAPTER 1



第1節

警察の組織

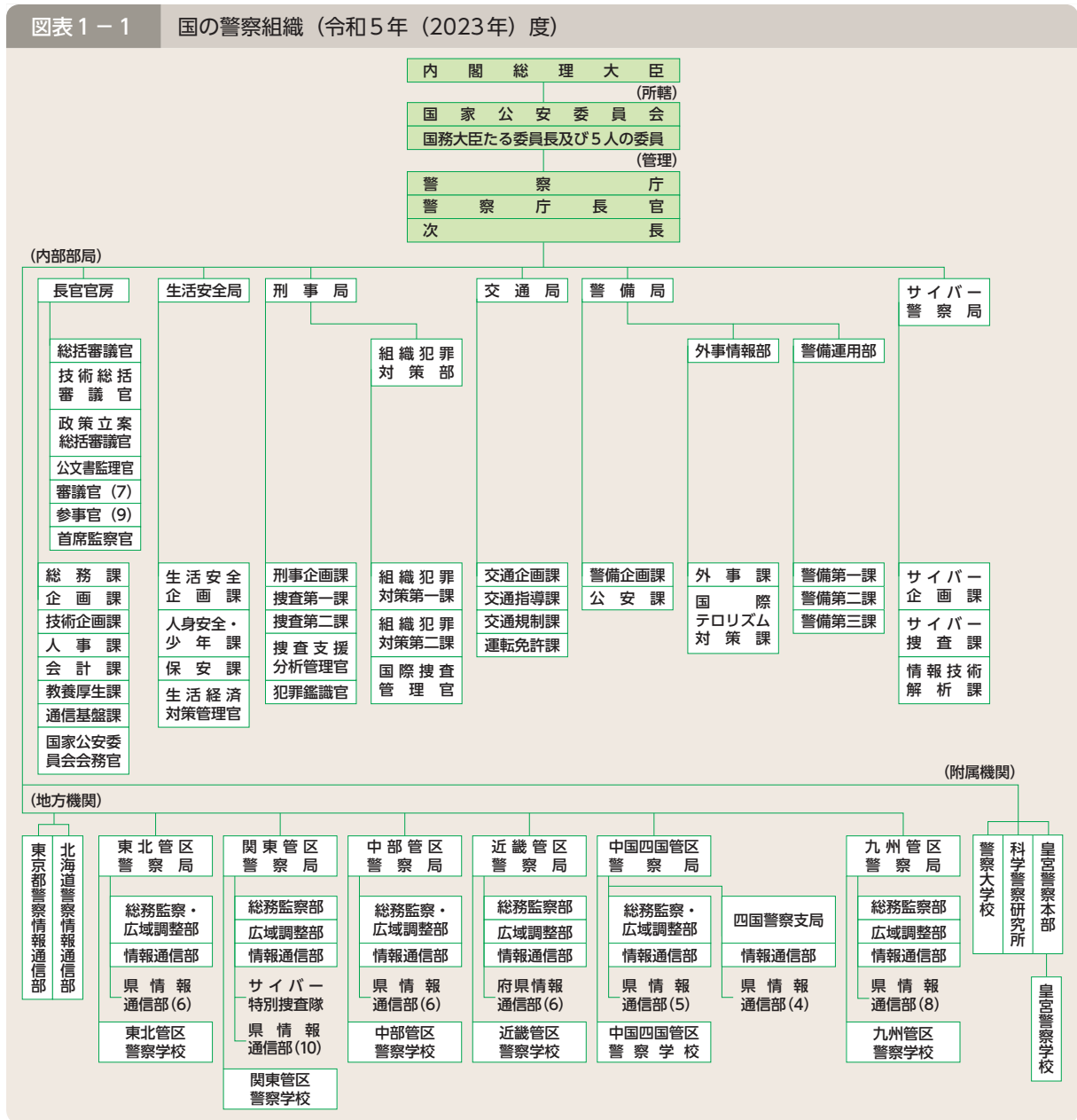
(1) 公安委員会制度

公安委員会制度は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

(2) 国の警察組織

原則として、執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている^(注)。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

図表1-1 国の警察組織（令和5年（2023年）度）

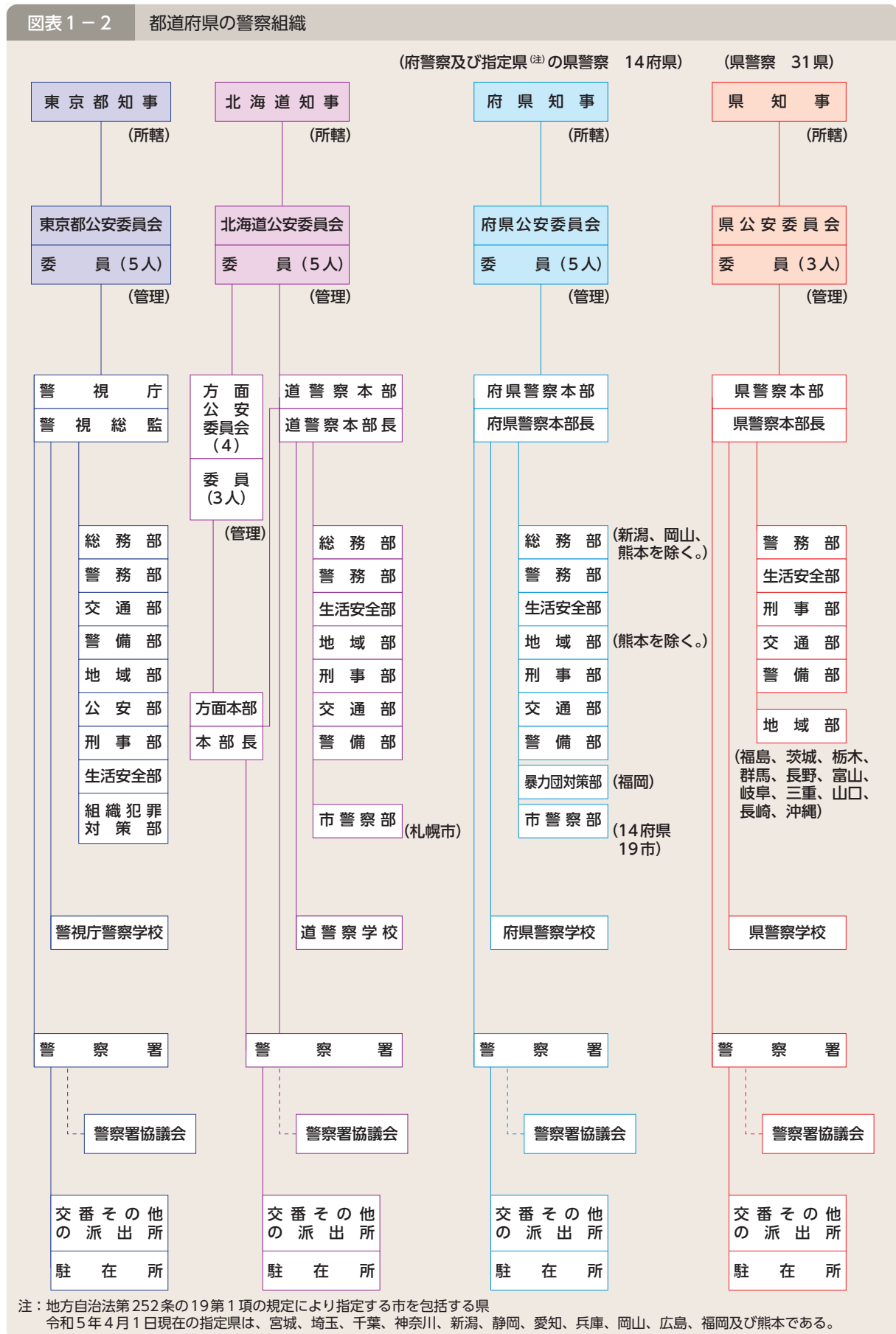


注：令和4年4月から、国家公安委員会の管理の下、警察庁が重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどることとなり、関東管区警察局に新設されたサイバー特別捜査隊が執行事務を担うこととなった。

(3) 都道府県の警察組織

令和5年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,149の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織



第1章 警察の組織と公安委員会制度

第2節

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（令和5年（2023年）6月1日現在）

| | | |
|-----|---------|------------|
| 委員長 | 谷 公 一 | 国務大臣、衆議院議員 |
| 委員 | 櫻 井 敬 子 | 大学教授 |
| 委員 | 横 畠 裕 介 | 元内閣法制局長官 |
| 委員 | 宮 崎 緑 | 大学教授 |
| 委員 | 竹 部 幸 夫 | 元会社役員 |
| 委員 | 野 村 裕 知 | 元会社役員 |

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警察官^(注1)の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させ



国家公安委員会の定例会議

られた事務を行うほか、警察庁が担う警察制度の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト^(注2)で紹介している。

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

注2：国家公安委員会ウェブサイト (<https://www.npsc.go.jp/>)



CASE ▶

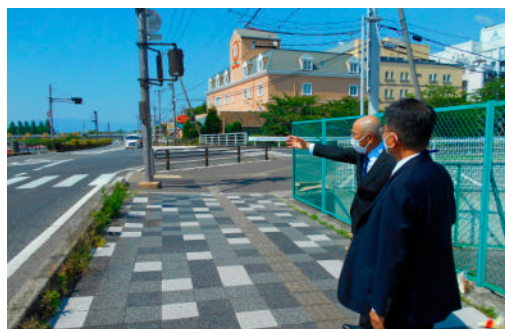
令和4年10月、国家公安委員会委員長は、全国犯罪被害者支援フォーラム2022に出席し、挨拶した。



全国犯罪被害者支援フォーラム2022で挨拶する国家公安委員会委員長

CASE ▶

令和4年5月、国家公安委員会委員は、滋賀県を訪れ、琵琶湖の警備状況や令和元年5月に大津市内で発生した園児の交通死亡事故の発生現場等を視察した。



事故現場を視察する国家公安委員会委員

CASE ▶

令和4年6月、国家公安委員会委員は、岩手県を訪れ、岩手県大船渡警察署高田幹部交番を視察し、交番勤務員等と意見交換を行った。



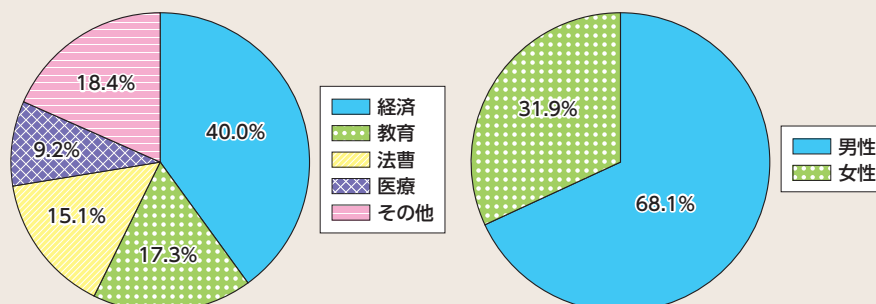
交番勤務員等と意見交換を行う国家公安委員会委員

(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（令和4年末現在）



② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故、災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



大阪府公安委員会のウェブサイト

CASE ▶

令和4年3月、東京都公安委員会委員は、警視庁本部庁舎内の留置施設を視察し、留置業務について説明を受けた。



留置施設を視察する東京都公安委員会委員

CASE ▶

令和4年6月、栃木県公安委員会委員は、県警運転免許管理課運転者サポートセンターにおいて、交通安全教育に活用するシミュレーター等の各種教育機材や運転技能検査の実施状況を視察した。



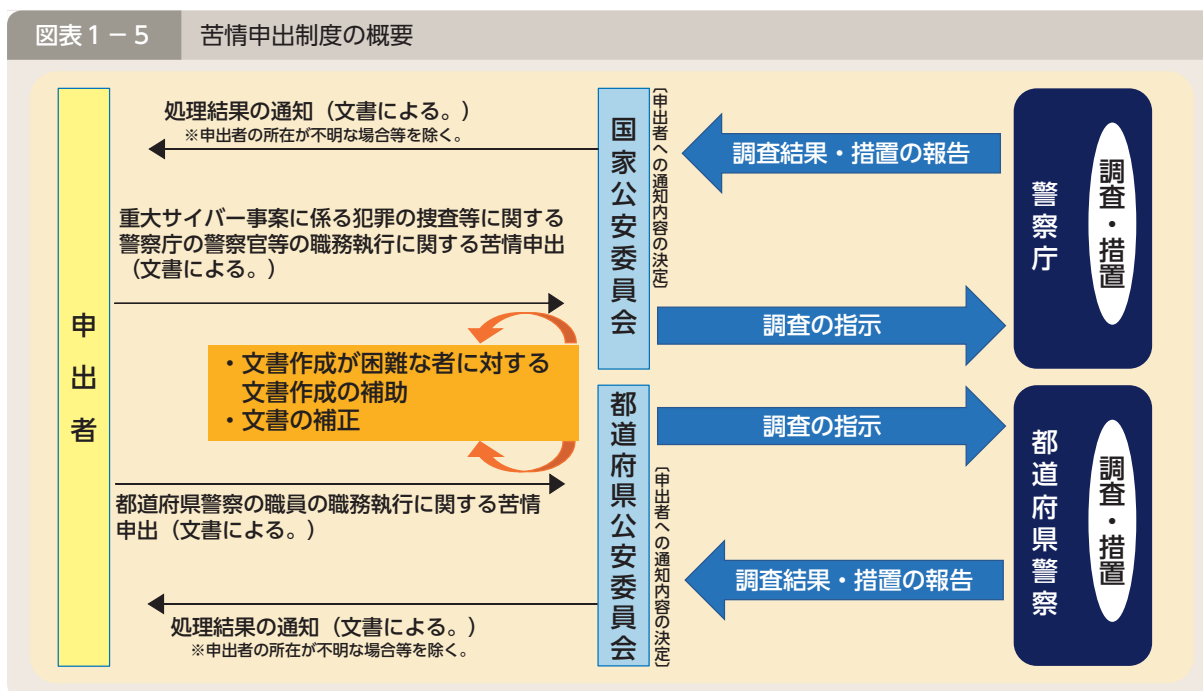
運転者サポートセンターを視察する
栃木県公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。令和4年中は、全国の都道府県公安委員会において1,252件の苦情を受理した。

また、令和4年4月から、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する警察庁の警察官等の職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、国家公安委員会は、原則として処理の結果を文書により通知することとなった。

図表1-5 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

（4）公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。令和4年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、「社会変化を踏まえた警察組織の在り方」、「公安委員会の役割と課題」、「特殊詐欺対策」等をテーマに意見交換を行った。

また、各管区及び北海道においても、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議を開催しており、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換を行っている。



全国公安委員会連絡会議

CASE ▶

令和4年10月、中部公安委員会連絡会議が開催され、中部管内各県の公安委員会委員、国家公安委員会委員等が出席した。同会議では、災害への対応等について各県の取組を報告し、意見交換を行った。



中部公安委員会連絡会議

公安委員の声

人とともに、人のために

北海道公安委員会委員

小林 ヒサヨ

委員就任 平成28年2月27日

初夏の陽射しが眩しく、緑あふれる札幌市の大通公園を舞台に、YOSAKOIソーラン祭りが3年ぶりに開催されました。踊り子たちの熱気に負けまいと花々も咲き誇り、躍動感に満ちた空気が街を包んでいます。そんな大通公園にほど近い場所に、私が勤めている「更生保護施設（寮）」があります。この場所で保護の事業を開始してから百余年、札幌石材馬車鉄道会社（のちの札幌市電）の経営者だった創始者夫妻の想いを、脈々と受け継いできました。



公安委員とのお話をいただいた時、「罪を犯した人を逮捕する側の警察」と「刑務所等から釈放され、社会復帰しようとする人たちを保護する側の施設職員」と、二つを同時に抱えることに矛盾はないのか悩みました。その答えは、施設の玄関ホールに置かれている石碑に刻まれていました。「人とともに、人のために」。創始者の長男で、事業を引き継いだ二代目の言葉です。奇しくも、北海道警察の活動指針は「道民とともに 道民のために 強く正しく」です。“生身の人間”に寄り添って、共に“安心して暮らせる地域社会を目指す”という使命は、24時間毎日絶え間がなく、警察も保護も同じだと分かり、悩みは払拭されました。

公安委員として活動していくうちに、多種多様な警察活動と職務執行の大変さを知り、警察に対するイメージは大きく変わりました。知床の観光船事故では海上保安庁や自衛隊と共に救助や捜索に加わっていますが、被害者支援は主に警察の役割だと聞いています。また、交通事故や刑事事件のみならず、地震などの自然災害や冬山遭難等々の現場では、危険を伴いながら昼夜を問わず任務に当たります。忍耐と注意深さを要する留置管理や鑑識、SNS加害者の追跡。子どもや高齢者に交通安全や特殊詐欺防止等と呼び掛ける出張講話に加え、そのポスターや動画作り等々。パトロールだけではない、机上の作業もたくさんあります。道警察は、鍛えられた知力・体力を目いっぱい使って、広大な北海道の隅々まで道民のために活動していることを知り、本当に頼もしく感じる毎日です。

こうした警察活動の成果もあり、刑法犯の「認知件数」は令和3年まで年々減少しています。一方、刑法犯の「再犯者率」は高止まりで、再犯を防止することが国の重要な課題になっています。私の施設では、国からの委託などで年間百人前後を保護し、これまで多くの寮生に接してきましたが、ネット社会では寮の住所で保護施設だと分かり、仕事や住居探しの場でも不利な扱いを受けることがしばしばです。罪を犯した人たちへの社会の偏見は根強く、彼らのこうした「生きづらさ」も再犯の背景になっていると感じます。自立していった元寮生が、まるで実家に立ち寄るように施設を訪ねてくることがよくあります。私たち職員は、社会での本人の頑張りを労い、「生きづらさ」に寄り添い、しばし雑談の相手をして見送ります。地道ですが、そういった息の長いフォローアップの時間も、再犯防止の一助になっていると確信しています。

公安委員としての私は微力ですが、道警察には「人」に対して誠実かつ丁寧に向き合ってほしいという願いから、これまで道民目線で感じたこと、気になることを申し上げてきました。道警察が、これからも良い仕事を続けていくために、何より職員が大切にされる職場を目指して、委員の方々と共に知恵を出し合い、私の任期をしっかりと務めてまいりたいと思います。そして退任後も再犯防止のお手伝いをしながら、道警察を応援し続けたいと思っています。